

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704,800	25.00
株式会社もしもしホットライン	726,000	4.98
セントラル警備保障社員持株会	671,242	4.61
三井物産株式会社	445,335	3.06
セントラルセキュリティリーグ持株会	458,070	2.96
住友商事株式会社	362,900	2.49
株式会社三井住友銀行	310,056	2.13
株式会社みずほ銀行	303,015	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	260,000	1.79
竹花 長雅	230,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	東日本旅客鉄道株式会社
-----------------	-------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

当社は、東日本旅客鉄道株式会社の持分法適用関連会社という位置付けにあります。同社からの事業上の制約や影響はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は適宜会合をもち、監査に関する情報・意見の交換や意思の疎通を図っております。また、監査役と内部監査部門は互いに連絡を密にして、内部監査に関する情報・意見の交換や意思の疎通を図っております。

監査役は常任監査役1名、社外監査役3名の計4名体制で、監査役監査基準に基づき計画的に当社及び当社グループの監査を実施しております。なお、取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力することとし、当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境の整備に努めることとしております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は國井泰成氏及び鈴木努氏の2名であり、両名とも有限責任監査法人トーマツに所属しております。なお、当社は、会計監査人に対し正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境の整備に努めております。

内部監査部門は、社長に直結した監査部を設置して専属の部員(7名)を配置し、内部監査規則に基づき計画的に社内各種監査(業務監査、会計監査、品質監査、情報セキュリティ監査及び内部統制監査)を実施しております。

監査部は、全体的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価手続きの一環として、総務部門、経理部門等の内部統制部門が所管する法令遵守の推進、リスク管理、決算・財務報告書等の業務活動に対し、各種監査を行っております。監査部が実施した監査結果は、内部統制委員会などにより適時取締役及び監査役へ報告され、監査部が是正を必要と判断した不備事項については、関係部署に対し期限を定めて是正処置を求めるなど内部統制部門の管理体制強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉 村 真 琴	他の会社の出身者										△			
後 藤 啓 二	弁護士													
周 藤 晴 子	他の会社の出身者							○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

吉 村 真 琴	○	同氏は、当社の株主である三井物産株式会社の出身者（平成24年3月まで在籍）ですが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在しております。	同氏は、長年にわたり企業組織の運営に携わられ、企業活動に関する豊富な知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれがなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
後 藤 啓 二	○	同氏は、株式会社白洋舎の社外監査役ですが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在しております。	同氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていたくため、社外監査役として選任しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれがなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
周 藤 晴 子		同氏は、当社の発行済株式の25%以上を保有する大株主である東日本旅客鉄道株式会社の財務部長でありますが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在しております。	同氏は、東日本旅客鉄道株式会社において長きにわたり経理、財務業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社は、平成17 年5月26 日開催の当社第33 回定時株主総会終結時から役員（取締役及び監査役）の退職慰労金制度を廃止し、会社における役員の役割、及び会社と役員の相対関係に照らして、その報酬は各期の業績及び成果に見合った役員報酬へ一本化しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
当社の第43期中の取締役に対する報酬は次のとおりであります。 取締役9名 総額 212,550千円	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 平成17 年5月26 日開催の第33 回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000 千円以内とすることを定めております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき使用人（専属の担当者1名）を定め、常勤の監査役及び社外監査役のサポートに当たらせております。
なお、取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力することとし、また、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境の整備に努めることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会以外の会議体について次のように編成し、重要な経営事項についての十分な協議、及び各部門間の業務遂行上必要な情報、意見の交換と意思の疎通及び統一を図っております。
〔経営会議〕
経営会議は取締役会の基本方針に基づき、原則として月2回開催し、社長を議長として、取締役会に付議すべき事項についての事前協議、基本的会社業務の総合的な統制及び調整、その他について審議いたします。当会議は社長、取締役をもって構成し、必要に応じて執行役員も審議に加わるものとしております。また、当会議は経営の根幹をなす重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために監査役会の代表が出席し、有効・適切な監査が行われるようにしております。
〔執行役員会議及び統括部長会議〕
執行役員会議は取締役会の基本方針に基づき、原則として月1回開催し、社長を議長として、各執行役員が担当する業務の報告、計画及び各業務間の調整並びに各執行役員間の意思の疎通、その他について審議しております。当会議は社長、取締役及び執行役員をもって構成し、必

要に応じて役員でない部長等も審議に加わるものとしております。また、当会議は業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために監査役会の代表が出席し、有効・適切な監査が行われるようにしております。また、統括部長会議は本社在勤の執行役員と主管部長で構成し、原則として月1回開催して、業務執行の一層の円滑化を図っております。

[内部監査]

社長に直結した監査部を設置して専属の部員(7名)を配置し、内部監査規則に基づき計画的に社内各種監査(業務監査、会計監査、品質監査、情報セキュリティ監査及び内部統制監査)を実施しております。

監査部は、全体的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価手続きの一環として、総務部門、経理部門等の内部統制部門が所管する法令遵守の推進、リスク管理、決算・財務報告書等の業務活動に対し、各種監査を行っております。監査部が実施した監査結果は、内部統制委員会などにより適時取締役及び監査役へ報告され、監査部が是正を必要と判断した不備事項については、関係部署に対し期限を定めて是正処置を求めるなど内部統制部門の管理体制強化に努めております。

[監査役監査]

監査役は常任監査役1名、社外監査役3名の計4名体制で、監査役監査基準に基づき計画的に当社及び当社グループの監査を実施しております。なお、取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力することとし、当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境の整備に努めることとしております。

[社外取締役及び社外監査役]

社外取締役は選任しておりませんが、経営監視機能の客観性及び中立性の確保は十分であると考えております。

社外監査役は3名であります。社外監査役と当社の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役は、一般株主との利益相反の生ずるおそれがなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有していることが望ましく、現在の3名はその条件を満たしています。現在の社外監査役の選任状況は、当社の取締役及び監査役の員数及び構成等のガバナンス上、妥当であると判断しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する機関設計を基本とし、本報告書提出日現在の取締役は8名、監査役は4名(うち社外監査役3名)の体制で臨んでおります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。当社の規模等に鑑み取締役会の機動性を重視し、取締役8名の体制を採るとともに、運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、その効果を得ております。また、取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

また、当社は平成17年5月26日の第33回定時株主総会終結後の取締役会で執行役員制度導入に関する一連の社内規則を決議し、同日より執行役員制度を実施いたしました。このことにより、当社役員を経営判断を行う会社法上の取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、責任の明確化を図り、取締役会及び取締役の活性化並びに意思決定の迅速化を図って参りました。

このようなことから、現時点では、当社の規模及び特質に合ったコーポレート・ガバナンス体制を維持しているものと考えます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送につきましては、連結決算作業及び原案作成・決済手続の早期化を図り、早期発送に向けて最大限の努力を行って参る方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であり、毎年5月の第4木曜日を定時株主総会の開催予定日としております。従いまして、結果的に最も集中する6月からは1ヶ月早く実施しており、集中日を回避するかたちとなっております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使につきましては、現在検討中であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームも含めた電磁的方法による議決権の行使につきましては、現在検討中であります。なお、定時株主総会の招集通知を株主に発送すると同時に、当社ホームページにも掲載し、株主の議決権行使にかかる環境整備の一貫としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供につきましては、現在検討中であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表は行っておりません。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第43期中は平成26年6月に東京地区及び大阪地区において各1回(計2回)、それぞれ個人投資家約300名を対象に説明会を開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第43期中は平成27年4月に東京地区において、アナリスト及び機関投資家約50名を対象に説明会を開催しました。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会の開催は、現在のところ行っておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社では、TDNETでの公表資料のほか、上記の説明会での資料、動画なども掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、管理本部経営企画部がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重についての規定は特に設けておりませんが、当社は、係る立場を尊重することは当然のことと認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	仕事を通じて社会に寄与することを創業以来の経営理念としております。CSR活動につきましても、「子供安全教室」の開催、新聞社主宰の作文コンクール「私のおまわりさん」への協賛や町ぐるみの安全・安心への取り組み「タウンセキュリティ」などの自治体への提案活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	方針等の策定は特に設けておりませんが、当社はステークホルダーに対する情報提供は当然のこととして認識しており、主なステークホルダーに対しましては、決算期毎に社長自らが訪問するなど、情報の提供及び意思の疎通を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

センラル警備保障株式会社は、法令及び定款に基づいて事業を遂行するため、創業の理念を最高規範として社内規則を整備し、また随時見直し、規則に従った業務の執行手続きを確立する。取締役は率先して規則を遵守するとともに、社内のコンプライアンス意識の醸成をはかり、社訓を行動規範として規則を遵守するよう社員等を指導する。監査役は、取締役及び社員等の内部統制の実行を監督する。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
 - 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則及び監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
 - 当社は社内通報制度を整備し、取締役の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - 社員等（執行役員及び社員）は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
 - 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取締役は、社員等が規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
 - 監査部長は内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているか否かを監査、その結果を代表取締役 に報告する。
 - 当社は社内通報制度を整備し、社員等の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。
 - 代表取締役は、原則として毎月一回、定例的に取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
 - 代表取締役は、取締役会に諮る重要な事項について十分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定例的に開催する。
 - 代表取締役は、原則として毎月一回、定例的に執行役員会を開催するほか、必要に応じて取締役と執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・SMS(2003年5月認証取得、当社は2007年1月からISO27001に移行)で定める諸手続きによる。
 - 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を保存、管理する。
 - 当社はその他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当箇所は、その議事録及び資料を保存、管理する。
- 損失の危機の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - 当社は、事業の継続を妨げる危機を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等をさだめて損失の発生を回避し、又は損失を軽減する。
 - 実際に危機が発生し、又は発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む社外の知識も動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
 - 各管理規則等は次のとおりであり、今後、都度の予測に基づいて、随時加除、整備する。
 - 内部通報規則
 - 内部者取引防止規則
 - 個人情報保護規則
 - 大災害対策要綱
 - CSP 総合システム運営要綱
 - S21 機械警備システム運営要綱
 - 債権管理要綱
 - 反社会的勢力対策要綱
- 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - CSP グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則その他社会規範に従ったものとし、関係会社管理規則に基づいて行う。
 - 当社は、その役員及び社員等の中からグループ会社 に取締役及び監査役候補者を推薦して、グループとしての一体的経営を推進するとともに、CSP と同等のコンプライアンスを確保するよう努める。
 - 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項及び上記使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同規則第100条第3項第2号）
 - 監査役会が監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、必要な能力を備えた、必要な人員を配置する。
 - 上記使用人は監査部に配属するが、その職務は監査役補助の専任として専ら監査役の指揮を受け、組織の上長等の指し独立したものとす。
 - 上記使用人の異動、評価及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
 - 取締役は取締役会において、執行役員は執行役員会において随時、担当する業務の執行状況を報告する。
 - 監査役は取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、執行役員会、全体支社長会議、賞罰委員会その他監査役会が必要と認める会議に、その全体又は代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
 - 当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。
 - 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生又は決定したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - イ 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令又は定款に違反する重大な事実
 - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
 - オ 公的機関から受けた行政処分等 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
 - ク 会計監査人の変更及び監査契約の変更
 - ケ 内部統制システムの変更
 - その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

(1) 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

(2) 当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。

(3) 当社は、監査役会が監査に必要となる場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。

(4) 当社は、監査役がグループ各社の取締役、監査役及び社員等と情報交換し意思疎通が図られるなど、監査役監査が円滑に行われる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- 反社会的勢力とは、商品およびサービスの提供その他一切の商取引を行わない。
- 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

(整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。

さらに、警備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品およびサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項